

北九州市文化財保存活用地域計画作成支援業務委託
プロポーザル実施要領

1. 目的

北九州市では、文化財保護法に基づく北九州市文化財保存活用地域計画を策定する。

この要領は、本計画の作成支援業務を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により、企画提案内容、業務実施体制、実績等を総合的に評価し、最も適した事業者を選定する手続きについて必要な事項を定める。

2. 実施概要

(1) 業務名 北九州市文化財保存活用地域計画作成支援業務

(2) 業務内容 別紙 北九州市文化財保存活用地域計画作成支援業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 履行場所

北九州市都市ブランド創造局文化企画課（北九州市小倉北区域内1-1）

(3) 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 予算限度額

4,900千円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 選考方法

公募型プロポーザル方式

3. 本業務に関する事務を担当する所管課の名称及び所在地等

〒803-8501 福岡県北九州市小倉北区域内1-1

北九州市 都市ブランド創造局 文化企画課 文化財係

TEL：093-582-2391（FAX 093-581-5755）

E-mail：brand-bunkakikaku@city.kitakyushu.lg.jp

ホームページURL：https://www.city.kitakyushu.lg.jp/business/menu03_00174.html

4. 参加資格

次の要件を全て満たしていること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項又は北九州市測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第60号）第7条第1項の有資格者名簿に記載されていること。
- (3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 北九州市暴力団排除条例（平成22年北九州市条例第19号）に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 仕様書に掲げる業務内容を適切に遂行できる体制を構築し、技術者を配置できること。また、本市と円滑に連絡調整できるよう福岡県内に本店又は支店・営業所があること。但し、支店・営業所の場合は、北九州市建設コンサルタント業者登録名簿に受任者の登録がなされていること。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者（但し、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）でないこと。
- (8) 過去に地方公共団体を発注者とする文化財保存活用地域計画の策定に関わる業務を受注し、履行した実績を有する者であること。なお、文化財保存活用地域計画とは、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第183条の3に規定されるものをいう。

5. 実施スケジュール（予定）

内 容	日 程
実施要領等の公表	令和8年5月11日(月)
質問受付期間	令和8年5月11日(月)～5月13日(水) 17時まで
質問回答日	令和8年5月18日(月)
参加意向申出書の提出期限	令和8年5月20日(水) 17時まで
企画提案書等の提出期間	令和8年5月20日(水)～6月3日(水) 17時まで
プレゼンテーション・ヒアリング	令和8年6月16日(火)
選定結果通知	令和8年6月23日(火)
委託契約締結	令和8年6月26日(金)

6. 質問の受付及び回答

プロポーザルに関する質問は、質問書（様式第1号）に内容を記載し、電子メールにて行うこととし、電話連絡で受信を確認すること。

- (1) 受付期間 令和8年5月11日（月）から令和8年5月13日（水）17:00まで
- (2) 回答方法 すべての質問に対する回答は、令和8年5月18日（月）までに市ホームページに回答を掲載する。
なお、質問がなかった場合は、ホームページに掲載はない。
質問に対する回答内容は、本実施要領等の追加または修正とみなす。

7. 参加意向申出書の提出

- (1) 提出期限 令和8年5月20日（水） 当日必着 ※持参の場合は 17:00 まで
- (2) 提出場所 〒803-8501 福岡県北九州市小倉北区域内1-1
北九州市都市ブランド創造局 文化企画課 文化財係
- (3) 提出方法 持参又は郵送
- (4) 提出書類
 - ① プロポーザル 参加意向申出書（様式第2号）
 - ② 誓約書（様式第3号）

8. 辞退

参加意向申出書提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する者は、関係書類を次の方法で提出すること。

- (1) 提出期限 令和8年6月3日（水） 当日必着 ※持参の場合は17:00まで
- (2) 提出場所 〒803-8501 福岡県北九州市小倉北区域内1-1
北九州市都市ブランド創造局 文化企画課 文化財係
- (3) 提出方法 持参又は郵送
- (4) 提出書類 辞退届（様式第4号）

9. 企画提案書の提出

- (1) 提出期間 令和8年5月20日（水）～6月3日（水） 当日必着
※持参の場合は 17:00 まで
- (2) 提出場所 〒803-8501 福岡県北九州市小倉北区域内1-1
北九州市都市ブランド創造局 文化企画課 文化財係
- (3) 提出方法 持参又は郵送
- (4) 企画提案書類
提出書類はA4版30枚程度でまとめること。また、提出する企画案は、提案者1者につき1案のみとする。

- ① 企画提案書表紙（様式第5号）
- ② 会社概要書（様式第6号）
- ③ 業務実施体制調書（様式第7号）
 - ※配置予定技術者の人数分作成すること。
 - ※保有資格を証するものの写しを添付すること。
- ④ 業務実績調書（様式第8号）
- ⑤ 業務工程表（任意様式）
- ⑥ 見積書（任意様式）
 - ※見積書は、消費税及び地方消費税を除いた価格ならびに税込価格を記載し、積算根拠の具体的な内容を明らかにしたものとする。
- ⑦ 企画提案書（任意様式）

(5) 提出部数

提出書類①～⑦の順序で製本し、インデックスを付け、正本1部と副本9部を提出すること。

10. 評価の方法及び受託候補者の決定

(1) 審査方法

企画提案書の提出があった事業者を対象にプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、市が設置するプロポーザル審査会（以下、「審査会」という。）において、その内容を審査基準に基づき評価、採点する。

(2) 実施内容

- ① 実施日は、令和8年6月16日（火）（予定）
 - ※実施時間及び場所等の詳細については、後日通知する。
- ② 企画提案書によるプレゼンテーションを実施し、その後ヒアリングを行う。
- ③ 1事業者のプレゼンテーションの時間は、15分以内、ヒアリングの時間は15分程度（準備撤収を含め計35分以内）とする。
- ④ プレゼンテーションの参加者は4名以内とし、契約後に本業務に携わる責任者及び担当者が出席すること。
- ⑤ プレゼンテーションに使用するプロジェクター及びスクリーンは市役所が用意する。なお、操作用のパソコンなどは持参すること。
- ⑥ 企画提案書の書類及びプレゼンテーションの内容は非公開とする。
- ⑦ 提案者が1者であっても、合格点（7割以上）に達している場合は、本プロポーザルは成立するものとする。

11. 審査項目及び審査配点（120点満点）

審査項目	評価基準	配点
会社概要	・品質管理および情報セキュリティについて、十分なマネジメント体制を構築しているか	10
業務実績	・文化庁より認定されている文化財保存活用地域計画策定支援業務に関する十分な実績を有しているか	10
	・福岡県内、または本市と同規模程度以上の自治体の文化財保存活用地域計画策定支援業務に関する実績を有しているか	10
業務実施体制	・本業務遂行に十分な人員配置、組織体制が整っているか ・配置予定技術者が必要な資格を有しているか ・市との連絡体制は適切か	20
業務工程	・業務実施スケジュールが現実的か ・委託者と受託者の役割区分が示されているか	10
価格評価	・見積内容に妥当性があり、積算根拠が示されているか	5
地域理解	・本市の歴史文化の特性を的確に把握しているか ・本市で実施された文化財調査成果を適切に理解しているか ・福岡県文化財保護大綱について十分理解しているか	15
計画提案の妥当性	・文化庁の認定取得に向け、必要な手続きや要件を正しく理解した上で、本市の実情に合った、具体的かつ実現性のある取組内容が提案されているか	20
将来像の提案	・本市が目指すべき文化財の保存・活用の将来像が示されているか ・本市の特性を活かす提案か ・地域の文化財を保存・継承していくために、本市が今後取り組むべき具体的手法が示されており、その提案に独自性や企画力があるか	20

12. 評点の算出方法

選定委員は、以下のとおり審査項目ごとに A～E の評価を行い、各評価に応じた係数を配点に乗ずることにより評点を算出し、選定委員全員の合計評点の高い順に順位を決定する。

評価	A	B	C	D	E
		特に優れている	優れている	普通	やや劣る
評価係数	1.0	0.8	0.6	0.4	0.2

13. 審査結果通知

- (1) 提案者の提案内容を選定する方法に基づき評価を行い、評点の最も高い者1者を最優先契約候補者として選定する。なお、評点が最も高い提案が複数となった場合は、見積価格が最も安価な事業者を最優先契約候補者とする。
- (2) 選定の結果は、全ての提案者に文書にて通知する。

14. 契約の締結

審査結果により契約候補者として特定された者と協議を行い、契約を締結する。この協議には、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の協議も含む。

ただし、契約締結が不調の場合、順位付けした上位の者から順に契約締結の協議を行う。

15. 留意事項

- (1) 本提案書等の作成に係る費用については、すべて提案者の負担とする。
- (2) 不確定要素が多々あるなかであっても提案者の経験やノウハウ等を最大限活用し、具体的で実効性のある提案書を提出すること。
- (3) 本実施要領に記載のない事項であっても、提案者の判断で必要と思われる事項があれば積極的に追加し、提案書に記載すること。
- (4) 提出された提案書の内容は、契約を締結した際に提案者が責任をもって履行できる内容とすること。
- (5) 審査経過に関する質問等は一切回答しない。

(6) 失格事項

次の各号のいずれかに該当する者は、失格とする。

- ア 参加意向申込書及び提案書等に虚偽の記入をした者。
- イ 応募資格がなく提案書等を提出した者又は契約締結の前日までの間に応募資格を有しなくなった者。
- ウ 参加意向申出書及び提案書等の提出方法及び提出期限に適合しない者。
- エ 提案書等を複数案提出した者。
- オ 提案書等に盗用した疑いがあると審査会が認めた者。
- カ その他審査会が不適格と認めた者。

(7) 提案書等の取り扱い

- ア 提出後の提案書等の追加、修正、差替え等はいできない。
- イ 提案書等は返却しない。また、必要に応じて補足資料等を求める場合がある。
- ウ 提出された提案書等は、応募者に無断で本業務の受託者選定以外の目的に使用しない。

- エ 提案書等の選定を行う際、必要な範囲において参加者に通知することなく複製を行うことがある。
- (8) 手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (9) その他
 - ア 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、北九州市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合がある。
 - イ 提案書等に含まれる著作権・特許権などは、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うものとする。
 - ウ 本実施要領に記載のない事項については、提案者・北九州市担当部局相互の協議により決定するものとする。